

○多摩市公共工事の前払金取扱い要綱

昭和59年3月31日多摩市告示第62号

改正

平成4年1月18日多摩市告示第12号

平成13年3月30日多摩市告示第87号

平成16年12月10日多摩市告示第529号

平成19年3月30日多摩市告示第109号

平成21年3月31日多摩市告示第155号

多摩市公共工事の前払金取扱い要綱

(通則)

第1条 多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。)による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前払金の対象)

第2条 規則第50条第1項に規定する前払金の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事(以下「工事」という。)で、次に掲げるものとする。

- (1) 1件の契約金額が130万円以上の土木工事・建築工事及び設備工事
- (2) 1件の契約金額が50万円以上の土木・建築に関する工事の設計、監理業務及び調査
- (3) 1件の契約金額が50万円以上の測量

(前払金の制限)

第3条 前条の規定により前払金の対象とされる工事であっても、支給材料を支給する工事で契約金額に支給材料の額を加えた額の10分の4以上の材料を支給するものについては、前払金を支払わない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

2 前項で定める場合のほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めたととき、又は前払金の必要がないと認めたとときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第4条 規則第50条第1項の規定により算出した前払金に10万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前払金の対象、割合等の明示)

第5条 前払金の対象とされる工事で、前払金の割合等については、入札条件又は見積条件とし、入札参加者等に対し書面で明示するものとする。

(前払金に関する契約条項)

第6条 前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項について、規定するものとする。

- (1) 前払金の請求手続及び支払方法に関すること。
- (2) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払い又は返還に関すること。
- (3) 保証契約の変更にに関すること。
- (4) 前払金の用途制限に関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払いの限度に関すること。
- (6) その他必要な事項

(前払金の請求手続等)

第7条 前払金の対象とされる工事について、請負者が前払金を受けようとする場合は、所定の様式(請負人等提出書類集工一8様式又は委一9様式)による書面を提出させるものとする。

2 前払金の請求にあたっては、契約締結後、保証事業会社と当該契約期限を保証期限とする前払金保証契約を締結させ、その保証書及び写し1通を提出させるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

4 第2項の保証書は会計管理者が、写しは主管課長が保管するものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払い、又は返還)

第8条 契約金額の変更に伴う前払金を追加払いし、又は返還させる場合における前払金の額は、次に定

めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払いする場合においても、前払金の合計額は最高限度額の1億円を超えることはできないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合、増額後の契約金額の10分の4（当初の前払金の支給割合が10分の4を下回るときは、その割合とする。以下第2号においても同じ。）から支払済の前払金を差し引いて得た額

(2) 契約金額を減額した場合、支払済の前払金から10分の4に相当する額を差し引いて得た額

2 前払金を追加払いするときは、当該契約日以降第9条により保証契約変更後の保証書及び写し1通を提出させたうえで請負者の請求により支払うものとする。

3 前払金を返還させるときは、当該契約変更日から30日以内に返還させるものとする。請負人が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に年3.6パーセントの率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 市長が必要ないと認めるときは、前払金の追加払い又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第9条 前払金の追加払いをしようとするときは、請負者に保証事業会社との保証契約を変更させ、変更後の保証書を提出させる。又、返還させる場合も同様とするものとする。

(前払金を支払った場合の部分払いの限度額)

第10条 前払金を支払った工事について部分払いをするときは、規則第51条の2の規定に基づき、次の算式により得た額を支払うものとする。

(前払金の用途制限)

第11条 前払金は、当該前払金にかかる工事に必要な経費以外の経費の支払いにあててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第12条 規則第50条第3項の規定により、前払金を返還させる場合、当該工事の既済部分の代価に相当する額を差し引いて得た額を返還させるものとする。

(2年度以上にわたる工事の前払金)

第13条 2年度以上にわたる工事の前払金は、契約金額に規則第50条第1項の割合を乗じて得た額に相当する額を支払うものとする。この場合において、すでに支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるとき、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の規定は、事故繰越、その他の事情により次年度に繰越される工事にかかる前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第14条 債務負担行為を伴う工事であるため第3条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合は、翌年度に前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年多摩市告示第12号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成13年多摩市告示第87号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年多摩市告示第529号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第109号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第155号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。